

# 困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業実施要綱

## 第1 事業の目的

ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援するためには、公的機関のみではその対応が難しく、民間団体による支援が重要な役割を果たしている。

この事業は、進学・就労に関する専門的な知識の提供やソーシャルスキルトレーニングの実施等を通して困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援を行う場（以下「自立支援の場」という。）を安定的に確保することにより、困難を有する子ども・若者の社会的自立を促進することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要綱において、「困難を有する」とは、ニートやひきこもり等の状態により、社会生活を円滑に営むことが難しいような状態をいい、「子ども・若者」とは、義務教育修了後から概ね30代までの者をいう。

## 第3 実施主体

長野県内で困難を有する子ども・若者に対する自立支援の場を運営する法人（株式会社等の営利を目的とする法人を除く。）で、次のア、イ及びウに定める要件をすべて満たすものとする。

ア 次に掲げる法人ではないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ② 代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。
- ③ 宗教活動又は政治的活動を行っている法人
- ④ 過去に支援対象者に対する体罰や人権侵害行為等がある法人
- ⑤ 本事業を実施する年度に困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業を実施している法人

イ 法人の運営について、以下の条件をすべて満たすこと。

- ① 設立後3年及び3事業年度が経過していること。
- ② 個人情報の取扱いについて十分に留意された管理体制であること。
- ③ 支援対象者及び会計に関する諸記録について、分かりやすく整備してあること。
- ④ 安全管理について十分な配慮がされていること。また、事故等が起きた際の対応策や連絡体制が整備されていること。

ウ これまで国又は地方公共団体と連携あるいは協力する等により、困難を有する子ども・若者支援に係る以下のいずれかに該当する事業を行ってきた実績があること。

- ① 過去2年間に困難を有する子ども・若者支援に係る国又は地方公共団体の委託事業を受託し、2回以上にわたって誠実に履行した実績があること。
- ② 過去2年間に困難を有する子ども・若者支援事業に係る補助事業者として、国又は地

方公共団体が交付決定を行い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、2回以上にわたって履行の確認を受けた実績があること。

- ③ 学校法人であって、過去2年以上にわたり、地方公共団体等と連携して困難を有する子ども・若者を受け入れ、かつ学校教育法に規定する学校等の目的に沿った教育に加えて、自立支援のための場を運営した実績があること。
- ④ 前3項の他、行政機関との連携あるいは協力関係がある又はあったことによる、国又は地方公共団体の推薦があること。

#### 第4 実施方法

実施主体が自立支援の場を運営するに当たっては、次のア及びイに定める要件をすべて満たすものとする。

ア 以下の条件をすべて満たすこと。

- ① 支援に当たって、一人ひとりの個別支援計画を作成した上で、個々の態様に合わせたソーシャルスキルトレーニングの実施や就労に関する知識の提供等を行うこと。
- ② 進学や就労等、自立支援の場による成果が明らかであること。
- ③ 1日の開設時間は6時間以上とし、月20日程度（ただし、長期休業期間を除く。）開設すること。また、利用者が開設時間を通して常時利用できることを前提としていること。
- ④ 2名以上の支援員を配置し、そのうちの1名以上は困難を有する子ども・若者の支援実績が3年以上であること。
- ⑤ 支援員の他に、支援員の給与計算等の事務的な業務を担当する者（以下「事務員」という。）を配置することができるものとする。なお、事務員の配置は2名以内であること。
- ⑥ 1日10名以上の子ども・若者が利用していること。  
なお、新設後、利用者が10名に満たない場合については、開設から5年以内に10名以上になる見込みがあること。
- ⑦ 実施主体が自立支援の場を運営するに当たっては利用者から利用料等を徴収できる。その場合、利用者に利用料等の費用を明示すること。
- ⑧ 利用する建物等については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生、安全及び防災について十分配慮されたものであること。

イ 次に掲げるものではないこと。

- ① 国や地方公共団体からの委託事業及び他の補助金の対象である事業
- ② 障害者総合支援法若しくは児童福祉法の規定に基づく事業、又は医療に係る収入のある事業
- ③ 主な指導内容が、進学や高等学校卒業程度認定試験受験等のための教科学習を中心とした学習支援等である場

#### 第5 留意事項

- (1) 本事業の支援対象者は、困難を有する子ども・若者のうち、長野県内に生活の本拠地が

ある者とする。

なお、「生活の本拠地」については、通常、当該子ども・若者が同居すべき家族の住所を指すものとするが、特別な理由がある場合は、子ども・若者の事情により判断するものとする。

- (2) 自立支援の場の運営に従事する者は、支援対象者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

## 第6 費用

本事業の実施に要する経費について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。